

SAGA

市報 さが

平成12年 **11** 月15日号/No.786

CONTENTS

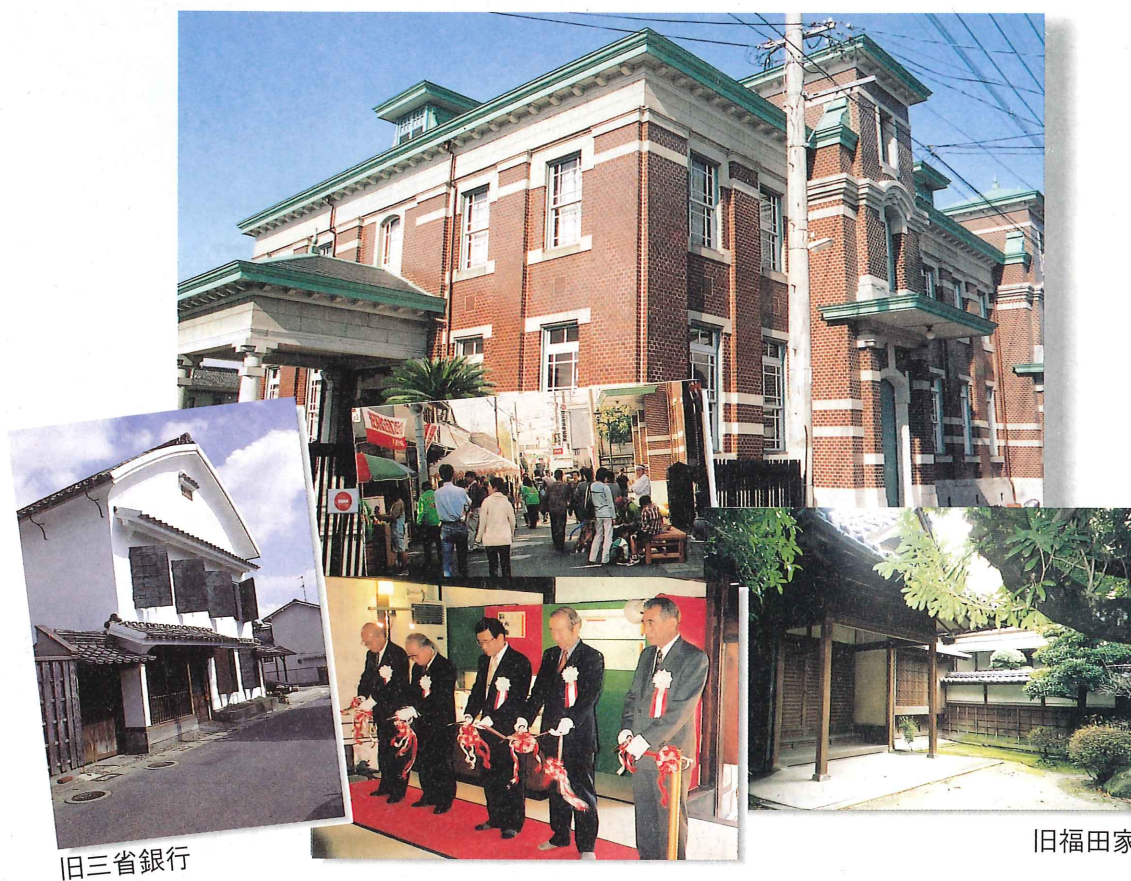
2・9 特集
佐賀市総合計画中間案

10・13 財政公表

18・21 人権・同和問題特集

16 リサちゃんの
リサイクルレポート

24 佐賀市歴史探検



旧三省銀行

旧福田家

**11月3日、佐賀市歴史民俗館に
旧三省銀行と旧福田家が加わりました**



市報さがは再生紙を使用しています。

21世紀に佐賀市が目指す方向は？

第4次佐賀市総合計画の中間案をお知らせします

市民の皆さんからのご意見をお待ちしています

2010年を目標とする「第4次佐賀市総合計画」の中間案がまとまりました。市では、昨年度から「市民アンケート調査」などの基礎調査を行い、また、市民の代表による「佐賀市のまちづくりを考える会」を開催するなど市民参加を図りながら、総合計画の策定作業を行ってきました。

今回は、中間案のあらましについて、市民の皆さんに分かりやすいように質問形式で紹介します。

中間案について、市民の皆さんからのご意見をお待ちしています。



佐賀市総合計画の沿革

佐賀市総合計画
(昭和42年度～昭和57年度)

新佐賀市総合計画
(昭和58年度～平成2年度)

「活気あふれる水と緑の文化都市」

第3次 佐賀市総合計画
(平成3年度～平成12年度)

「風格と躍動の人間都市」

第4次 佐賀市総合計画
(平成13年度～平成22年度)

「さがのいいとこ磨き上げよう。
世界一のインテリジェント田園都市を目指して」



(質問) 「総合計画」って初めて聞きました。一体なんですか？



総合計画ってなあに？



(回答) 私たち人間がそれぞれ目標をもつて生きているように、ま

ちにも目標が必要です。

総合計画とは、佐賀市が目指すまちづくりの基本的・総合的な指針となるものです。

市では、昭和42年に第1次の総合計画を策定して以来、10年ごとの目標を定めています。

この総合計画に沿っていろいろな施策や事業を行っています。現在の3次計画は2001年3月に終了します。



中間案の特徴は？



(回答) 計画期間は2001年度から2010年度までの10年



(質問) この中間案の目標年次を教えてください。

21世紀という新しい時代にあった、総合計画を定めなくてはならないのです。

間です。ただ、社会は地域間競争の激化や少子・高齢化、環境問題の深刻化、教育問題の多様化など大きく変化していますので、基本計画は中間年の2005年度に評価を行い、状況の変化に合わせて見直しをします。



(質問) これまでの計画と比べて、今回の中間案の特徴はどのような



なところですか？



(回答) これまでの総合計画のもとで、排水対策の整備、文化会館・図書館の建設など、ある程度の社会基盤が整備されてきています。

そこで、中間案では、「今後の基盤整備をどう進めるか」ということよりも、市民一人ひとりのくらしをどのように豊かにしていくか、という生活の質の向上により重点を置いています。

また、「福祉」「環境」「教育」の分野に重点を置くことを明確にするとともに、経済の自立的発展の重要性を強調しています。

佐賀市の将来像は？



(質問) 第3次計画の将来像は「風格と躍動の人間都市」ですよね。

今回の中間案ではそのようなキャッチフレーズはあるのですか。



(回答) 「さがのいいところ磨き上げよう。世界一のインテリジェン

ト田園都市を目指して」を将来像と提案しています。

「インテリジェント」とは「知的な」という意味ですが、21世紀は「知識」「知恵」がどれだけあるかでその地域が栄えるかどうかが決まります。

佐賀市にあるいいものをみんな

で磨き上げ、明治維新の時のように新しい技術・情報を積極的に取り入れて、それを自らのものにするための知的努力を重ねることが大切です。

また、21世紀という新しい時代の価値観を考えると、福祉、環境、教育に重点を置くということ、さがの長所である田園に囲まれた落ち着いた暮らしやすさを極めることに例えてみました。

そして、厳しい時代であるからこそ、本当にできるのかといったつ、頑張ってみよう、といった人の心をかきたてるような表現も必要であると考え、「世界一」と表現しています。

以上のような考えに基づき、将来像を提案しています。



まちづくりの4つの方向



(質問) 将来像で高い目標を掲げていることは分かりましたが、もう少し具体的に教えてください。



(回答) この目指す将来像を実現させるために、次の4つの基本方向を設定しています。

① 地域間競争に勝ち抜く、自立した経済構造の実現

21世紀は地域間競争の時代であり、そのまちの努力の差が大きき経済力の差となります。

企業誘致などに頼るだけではなく、いま佐賀で頑張っている人たちを応援していきます。例えば、これまで輝く可能性を有してはいても実態としては整備・活用が進んでいない観光分野の展開を図ります。

また、情報産業をはじめとしたベンチャーや研究開発の取り組みを支援します。

商業、工業、農業、水産業などの既存産業の振興方策は、従来のハード中心の施策からソフト中心の施策へ転換を行う時期にきています。

特に中心商店街については、個人・個店への支援を強めていく必要があります。

② 地域で安心して生活できる社会の実現

高齢者・障害者の方々が、住み慣れた地域で自立して暮らしていけるような支援体制を整備します。

少子化対策では、保育環境の整備、地域における子育て支援、母子保健の充実により、子どもを健全に育てられる環境の整備を進めます。

また、生活習慣病の予防という観点から、すべての市民にとって生活の基礎となる健康づくりを強力に推進するとともに、行政、事業者、市民が一体となってハード、ソフト両面からのバリアフリー化を進めます。

③ 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

水、緑、田園風景など自然環境と調和したまちづくりの推進と、まち並み・歴史的景観の整備に努め、佐賀らしい個性的で美しいまちの実現を図ります。

また、市民の日々の生活に直結した道路空間など、快適な生活環境の充実を図ります。

あわせて、地球環境まで視点を広げた環境保全対策を展開し、廃棄物の少ない循環型社会の形成を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。

④個性が尊重され楽しく 学習できる社会の実現

まず、小中学校において、いじめ対策を含めた心の教育とたくましく生きる力を養う総合学習を推進します。

また、市民それぞれのライフステージと興味・関心に合わせて楽しく学習できる環境づくりとして生涯学習を推進します。あわせて、伝統文化をはじめとする市民の文化活動を促進します。

さらに、すべての市民の人権が尊重される社会の形成を進め、自主的な市民活動、コミュニティ活動、国際交流など、だ

れもが参加でき、多様な主体が活躍する開かれた社会の実現を図ります。



市民の声は反映されているの？

（質問） この中間案には、市民の声といったものはどれくらい取り入れられているのでしょうか。



（回答） 市では、昨年「市民アンケート調査」を有権者の3%にあ

たる3,800人を対象に実施しました。また今年は、公募で選ばれた市民の代表96人によるワークショップ方式の「佐賀市のまちづくりを考える会」を初めて開催しました。

会は、教育文化、産業経済、市民福祉、生活環境、都市づく

りの5部会から構成され、3月上旬から5月中旬まで計4回、部会によつては6回の協議が重ねられました。

あわせて、市内全小・中学校の代表68人による「夢づくり部会」も3月下旬に開催し、若い力にあふれた創造力豊かな提案をしていただきました。

この会で出た提案などは報告書の形で市へ提出され、その提案をなるべく生かした形で市の基本計画原案を作り、現在、学識経験者や市民からの公募委員などからなる総合計画審議会に諮問しています。

その審議会の答申を受けたのち、議会の審議を経て決定するものです。

総合計画中間案にご意見を お寄せください

2010年を目標とする「第4次佐賀市総合計画」の中間案がまとまりました。

市ではこの中間案を市民の皆さんに公表し、さらにご意見をいただいて、より良いものにまとめる予定です。

今回は、紙面の都合上、概要のみを掲載しましたが、詳しい内容は次の場所で閲覧できますので、ぜひご覧ください。

■総合計画中間案を閲覧できる場所

- ・市役所本庁（2階企画課）
- ・市立図書館
- ・各公民館
- ・佐賀市ホームページ

<http://www.city.saga.saga.jp/>

■ご意見の提出方法

- ・閲覧場所に用意している「意見書」を提出
- ・郵送 〒840-8501
佐賀市栄町1-1
佐賀市役所 企画課 宛
- ・FAX 29・2095
- ・電子メール kikaku@city.saga.saga.jp

■受付期間

平成12年11月15日（水）
～30日（木）

■今後の予定

市民の皆さんからいただいたご意見を参考にしながら、総合計画審議会にて審議し、最終案を市議会に上程する予定です。

6～7ページには、総合計画中間案の体系図を掲載しています。
また、8～9ページでは、基本構想案の概要をご紹介します。

問い合わせ
企画課

☎24・3151 内線132

賀市のまちづくりを考える会



第4次

佐賀市総合計画

将来像

「さがのいいところ磨き上げ
世界一のインテリ

中間案の体系図

よう。
ジェント田園都市を目指して」

※体系図の内容については、総合計画審議会の審議により、多少変更することがあります。

総合計画の推進に 当たっての基本姿勢			個性が尊重され、楽しく学習できる社会の実現			自然と調和した個性的な美しいまちの実現		
3 広域行政の推進	2 行政改革の推進	1 市民参加の推進	6 文化活動の促進	5 だれもが参加でき、多様な主体が活動する社会の実現	4 人権が尊重される社会の形成	3 高等教育の充実	2 生涯学習の推進	1 個性を尊重し、創造性を養う教育の推進
① 広域行政における佐賀市の役割の強化 ② 広域事業の推進 ③ 国・県との連携	① 行政改革の推進 ② 行政評価システムの導入 ③ 行政組織の適正化 ④ 職員の資質の向上 ⑤ 窓口業務の改善 ⑥ 庁舎等の整備・改修 ⑦ 個性あるまちづくりの推進 ⑧ 実現に向けての体制づくり ⑨ 健全財政の堅持 ⑩ 財源の適正な配分、効率的配分 ⑪ 資金の効率的運用 ⑫ 自主財源の確保 ⑬ 事務の効率化 ⑭ 住民サービスの向上 ⑮ 地域情報化の推進	① 市民意識の高揚 ② 参加機会の拡充 ③ 広報制度の充実 ④ 公聴制度の充実 ⑤ 情報公表・情報提供の基盤整備 ⑥ 公文書公開施策の推進 ⑦ 個人情報保護制度の確立 ⑧ 文書管理の推進 ⑨ 行政改革の進行管理 ⑩ 行政評価システムの導入 ⑪ 行政組織の適正化 ⑫ 職員の資質の向上 ⑬ 窓口業務の改善 ⑭ 庁舎等の整備・改修 ⑮ 個性あるまちづくりの推進 ⑯ 実現に向けての体制づくり ⑰ 健全財政の堅持 ⑱ 財源の適正な配分、効率的配分 ⑲ 資金の効率的運用 ⑳ 自主財源の確保 ㉑ 事務の効率化 ㉒ 住民サービスの向上 ㉓ 地域情報化の推進	① 伝統文化の調査 ② 伝統文化に関する広報 ③ 継承者の育成や保存に対する支援 ④ 市民文化活動の創造と支援 ⑤ 文化交流機会の拡大 ⑥ 創造、表現、鑑賞機会の充実 ⑦ 文化施設の整備 ⑧ 歴史的環境遺産の保存と整備 ⑨ 遺跡、史跡の保存、整備と活用 ⑩ 市民意識の高揚 ⑪ 参加機会の拡充 ⑫ 広報制度の充実 ⑬ 公聴制度の充実 ⑭ 情報公表・情報提供の基盤整備 ⑮ 公文書公開施策の推進 ⑯ 個人情報保護制度の確立 ⑰ 文書管理の推進 ⑱ 行政改革の推進 ⑲ 行政評価システムの導入 ⑳ 行政組織の適正化 ㉑ 職員の資質の向上 ㉒ 窓口業務の改善 ㉓ 庁舎等の整備・改修 ㉔ 個性あるまちづくりの推進 ㉕ 実現に向けての体制づくり ㉖ 健全財政の堅持 ㉗ 財源の適正な配分、効率的配分 ㉘ 資金の効率的運用 ㉙ 自主財源の確保 ㉚ 事務の効率化 ㉛ 住民サービスの向上 ㉜ 地域情報化の推進	① ボランティア活動等支援事業の推進 ② 活動拠点の整備と活用 ③ コミュニティ意識の高揚 ④ コミュニティ活動の支援 ⑤ コミュニティ施設の整備と活用 ⑥ 国際化のための基盤整備 ⑦ 国際理解の推進 ⑧ 国際交流の促進 ⑨ 伝統文化の調査 ⑩ 伝統文化に関する広報 ⑪ 継承者の育成や保存に対する支援 ⑫ 市民文化活動の創造と支援 ⑬ 文化交流機会の拡大 ⑭ 創造、表現、鑑賞機会の充実 ⑮ 文化施設の整備 ⑯ 歴史的環境遺産の保存と整備 ⑰ 遺跡、史跡の保存、整備と活用 ⑱ 市民意識の高揚 ⑲ 参加機会の拡充 ⑳ 広報制度の充実 ㉑ 公聴制度の充実 ㉒ 情報公表・情報提供の基盤整備 ㉓ 公文書公開施策の推進 ㉔ 個人情報保護制度の確立 ㉕ 文書管理の推進 ㉖ 行政改革の推進 ㉗ 行政評価システムの導入 ㉘ 行政組織の適正化 ㉙ 職員の資質の向上 ㉚ 窓口業務の改善 ㉛ 庁舎等の整備・改修 ㉜ 個性あるまちづくりの推進 ㉝ 実現に向けての体制づくり ㉞ 健全財政の堅持 ㉟ 財源の適正な配分、効率的配分 ㊱ 資金の効率的運用 ㊲ 自主財源の確保 ㊳ 事務の効率化 ㊴ 住民サービスの向上 ㊵ 地域情報化の推進	① 人権・同和行政推進の体制づくり ② 施策の企画・運営システムの構築 ③ 相談・啓発活動の推進 ④ 人権教育のための国連10年佐賀市行動計画の推進 ⑤ 学校同和教育の推進 ⑥ 社会同和教育の推進 ⑦ 生活安定の支援と福祉の増進 ⑧ 男女平等観に立つた人間形成の推進 ⑨ 社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進 ⑩ ボランティア活動等支援事業の推進 ⑪ 活動拠点の整備と活用 ⑫ コミュニティ意識の高揚 ⑬ コミュニティ活動の支援 ⑭ コミュニティ施設の整備と活用 ⑮ 国際化のための基盤整備 ⑯ 国際理解の推進 ⑰ 国際交流の促進 ⑱ 伝統文化の調査 ⑲ 伝統文化に関する広報 ⑳ 継承者の育成や保存に対する支援 ㉑ 市民文化活動の創造と支援 ㉒ 文化交流機会の拡大 ㉓ 創造、表現、鑑賞機会の充実 ㉔ 文化施設の整備 ㉕ 歴史的環境遺産の保存と整備 ㉖ 遺跡、史跡の保存、整備と活用 ㉗ 市民意識の高揚 ㉘ 参加機会の拡充 ㉙ 広報制度の充実 ㉚ 公聴制度の充実 ㉛ 情報公表・情報提供の基盤整備 ㉜ 公文書公開施策の推進 ㉝ 個人情報保護制度の確立 ㉞ 文書管理の推進 ㉟ 行政改革の推進 ㊱ 行政評価システムの導入 ㊲ 行政組織の適正化 ㊳ 職員の資質の向上 ㊴ 窓口業務の改善 ㊵ 庁舎等の整備・改修 ㊶ 個性あるまちづくりの推進 ㊷ 実現に向けての体制づくり ㊸ 健全財政の堅持 ㊹ 財源の適正な配分、効率的配分 ㊺ 資金の効率的運用 ㊻ 自主財源の確保 ㊼ 事務の効率化 ㊽ 住民サービスの向上 ㊾ 地域情報化の推進	① 高等学校への要請 ② 大学、短期大学等への要請と連携 ③ 留学生・就学者への支援	① 生涯学習基本計画の整備・推進 ② 多様な学習機会の提供 ③ 将来の生涯学習の調査・研究 ④ 図書館の充実 ⑤ 生涯学習施設の整備 ⑥ 学習情報提供体制の整備 ⑦ 社会教育関係団体の育成と指導者養成 ⑧ 生涯スポーツの推進 ⑨ 競技スポーツの推進 ⑩ スポーツ施設の整備と活用	① 心の教育の充実 ② 食に関する教育の充実 ③ 幼児教育の充実 ④ 教育環境の整備 ⑤ 総合学習の充実 ⑥ 情報教育等の充実 ⑦ 学校経営の充実 ⑧ 家庭・地域の教育力の充実 ⑨ 学社融合の推進 ⑩ 青少年の健全育成
5 土地利用の推進	4 環境にやさしい社会の構築	3 快適な生活環境の充実	2 緑あふれるまちづくり	1 緑化活動の推進 ② 緑化事業の推進 ③ 公共施設等の緑化の推進 ④ 森林整備の推進 ⑤ 北部山麓一帯の整備・活用 ⑥ 都市公園の整備 ⑦ 都市景観事業の推進 ⑧ 都市景観形成のための誘導 ⑨ 景観づくり体制の整備 ⑩ 街路の整備 ⑪ 生活道路の整備 ⑫ 自転車利用の環境整備 ⑬ 交通渋滞の緩和 ⑭ 農村環境整備事業の推進 ⑮ 農村部の水路の維持管理 ⑯ 地域活動による生活環境の向上 ⑰ 生活環境の改善 ⑱ 監視測定体制の充実 ⑲ 尿尿処理施設の適正管理 ⑳ 水質検査体制の強化 ㉑ 配水施設の強化 ㉒ 直結給水の普及拡大 ㉓ 経営の効率化 ㉔ 施設の整備 ㉕ 保安の確保 ㉖ 経営の効率化 ㉗ 地球温暖化防止行動の推進 ㉘ ISO14001の導入と推進 ㉙ グリーン購入の推進 ㉚ 環境保全意識の高揚 ㉛ 家庭系ごみの排出抑制とリサイクル ㉜ 事業系ごみの排出抑制とリサイクル ㉝ ごみの適正処理と余熱利用 ㉞ ごみ収集体制の整備	① 土地の有効利用 ② 開発指導の充実 ③ 建築行政の推進 ④ 拠点都市地域整備 ⑤ 市街化区域及び市街化調整区域の変更 ⑥ 用途地域、特別用途地区及びその他の地域地区の変更			

政策展開の基本方向		政策	基本事業
1	新しい観光の展開	①市民の観光意識の啓発 ②観光都市宣言の実施 ③観光振興戦略プランの実施 ④誘客対策の推進 ⑤地域情報・イメージの発信 ⑥コンベンション活動の支援 ⑦観光資源の整備・活用 ⑧佐賀城公園の整備・活用 ⑨柳町地区の整備・活用 ⑩観光基盤の整備 ⑪バルーンフェスタの活用 ⑫まつりの振興	
2	新しい産業の創出	①新産業創出の環境づくり ②新産業創出の支援体制の整備 ③産業情報ネットワークの構築 ④多様な研究主体の交流・連携 ⑤九州北部研究学園都市構想の推進 ⑥情報通信基盤の整備 ⑦共同プロジェクトの推進	
3	産業の活性化	①卸売業の支援 ②小売業の支援 ③地場産業の支援 ④既存企業の支援 ⑤企業誘致の推進 ⑥企業の流出防止対策の推進 ⑦消費者と連携した農業・水産業の確立 ⑧農業生産基盤整備の推進 ⑨安定した農業経営の確立 ⑩雇用の促進と安定 ⑪労働環境の整備と労働力の確保 ⑫勤労者福祉の充実	
4	中心市街地の活性化	①新商業ビジョンの策定 ②人材育成・店舗誘致の支援 ③共同事業の支援 ④施設整備等環境の整備 ⑤中心市街地の基盤整備 ⑥佐賀駅周辺地区の整備 ⑦バスセンターの整備 ⑧唐人町拠点地区整備	
5	交流拠点都市の推進	①公共交通の充実 ②幹線道路の整備 ③高速交通体系の整備	
1	地域で自立した生活を営むための支援体制の整備	(高齢者)①在宅生活支援の充実 ②介護予防の推進 ③生きがい対策・社会参加の促進 ④介護保険事業の円滑な推進 ⑤福祉施設の整備・充実 (障害者)⑥在宅福祉サービスの充実 ⑦自立と社会活動への参画の支援 ⑧地域ネットワークの構築 ⑨福祉ボランティアの推進 ⑩民間住宅の適切な誘導 ⑪市営住宅の供給・改善 ⑫生活保護適正化運営事業の推進 ⑬相談・生活支援体制の充実	
2	子どもを健全に育てられる環境の整備	①保育所(園)・幼稚園の施設等の整備 ②保育機能の充実 ③子育て支援トピアの整備 ④児童虐待の防止 ⑤児童虐待の予防 ⑥子育て支援体制の整備 ⑦児童虐待の防止 ⑧児童虐待の予防 ⑨児童虐待の防止 ⑩児童虐待の予防 ⑪児童虐待の防止 ⑫児童虐待の予防 ⑬児童虐待の防止 ⑭児童虐待の予防 ⑮児童虐待の防止 ⑯児童虐待の予防 ⑰児童虐待の防止 ⑱児童虐待の予防 ⑲児童虐待の防止 ⑳児童虐待の予防 ㉑児童虐待の防止 ㉒児童虐待の予防 ㉓児童虐待の防止 ㉔児童虐待の予防 ㉕児童虐待の防止 ㉖児童虐待の予防 ㉗児童虐待の防止 ㉘児童虐待の予防 ㉙児童虐待の防止 ㉚児童虐待の予防 ㉛児童虐待の防止 ㉜児童虐待の予防 ㉝児童虐待の防止 ㉞児童虐待の予防 ㉟児童虐待の防止 ㊱児童虐待の予防 ㊲児童虐待の防止 ㊳児童虐待の予防 ㊴児童虐待の防止 ㊵児童虐待の予防 ㊶児童虐待の防止 ㊷児童虐待の予防 ㊸児童虐待の防止 ㊹児童虐待の予防 ㊺児童虐待の防止 ㊻児童虐待の予防 ㊼児童虐待の防止 ㊽児童虐待の予防 ㊾児童虐待の防止 ㊿児童虐待の予防	
3	健康づくりの推進	①健康プランの策定と実践 ②8020運動の推進	
4	バリアフリー社会の実現	①自己健康管理体制の確立 ②健康診断事業の充実 ③感染症予防対策の推進 ④国民健康保険における保健事業の推進 ⑤道路のバリアフリー化の推進 ⑥施設のバリアフリー化の推進 ⑦公共交通機関のバリアフリー化の推進 ⑧バリアフリー化への意識啓発	
5	安全で安心して暮らせる環境づくり	①救急医療体制の充実 ②排水対策の推進 ③予防対策の充実 ④消防力の強化 ⑤救急救助体制の確立 ⑥防災意識の高揚 ⑦防災の強化推進 ⑧地域安全に対する意識の高揚 ⑨防犯灯・街路灯の整備 ⑩安全意識の高揚 ⑪道路交通環境の整備 ⑫消費者意識の啓発 ⑬消費者保護の推進	
6	社会保障の充実	①保険料率の向上 ②医療費適正化の推進 ③老人医療制度に対する意識の啓発 ④老人医療費適正化の推進 ⑤国民年金事業に対する意識の啓発 ⑥国民年金事業の推進 ⑦公共下水道事業の推進 ⑧合併処理浄化槽設置促進 ⑨農業集落排水事業の推進 ⑩河川浄化運動の推進 ⑪河川機能管理の推進 ⑫浄化用水の確保 ⑬水との共生都市推進 ⑭水・緑空間の整備 ⑮水・緑の広域ネットワークの形成 ⑯水辺生態系の保全	
1	美しい水辺・田園空間の創造		

佐賀市総合計画・基本

構想案の概要

総合計画は、佐賀市のめざす将来像を示した「基本構想」と、その実現のための具体的な事業を体系化した「基本計画」の2つから構成されます。

第1章 計画の基本的方向

1 基本理念

第4次総合計画の策定に当たっての基本的理念としては、次の5つのことが考えられます。

(1) 量的拡大から生活の質の向上へ

経済的な成長を最優先とする価値観・仕組みは、さまざまなひずみを社会にもたらしました。公害にとどまらず、地球規模での環境汚染が深刻化しています。児童の虐待や自殺の増加など、日本全体が心のよりどころ、ゆとりを失っています。

来るべき21世紀は、量的な拡大のみを追求するのではなく、心の豊かさ・いやし、安心できる生活、環境の保全、多様性といった市民一人ひとりの生活の質の向上を大切にするとともに、日本全体が心より安心して暮らせる社会に変化していかなくてはなりません。

(2) 求められる少子・高齢化対応

21世紀には、①人口の減少と、②65歳以上の高齢者の比率が15歳未満の若年者の比率を大幅に上回るということが予想されています。

出生率の急激な低下、すなわち少子化の問題です。出生率の低下については、座視すべきものではありませんが、出生率の向上だけを求めることは適当ではありません。

核家族化と女性の社会進出の中で、一層子育てのしやすい環境の整備、社会全体での子

関連する対策を充実していく必要があります。福祉の充実には安心して暮らせるということの基本であり、安心して暮らせることがあつてはじめて心のゆとりもでてきますし、多様な挑戦も可能です。

少子・高齢化が加速しており、子育て対策の充実など福祉対策の充実に重点を置く必要があります。

21世紀は、環境に調和した持続的な社会を目指していますが、ゴミの的確な処理、下水道の整備は当然のこととされ、さらに緑豊かなこと、きれいな川に囲まれていること、歴史と文化の香りがすることなど「美しく個性のなまち」であることが求められます。

21世紀は、知識が富を生み出す時代となります。これまで以上に「教育」の重要性が高まっています。幼児期から小学校・中学校にかけて教育がしっかり行われていることは、少子化の中での子育て対策としても、まちの魅力としてもますます重要となつてきます。また、従来の学校教育だけでなく、大学などの高等教育機関の充実や、社会に出た後の社会人に対する職業教育の機会を広げることがますます大切なことになっていきます。

(2) 経済の持続的発展・自立

しかし、すでに始まっている「高速交通網の整備」や「流通革命」、「情報化」といった社会の変化は、21世紀の佐賀市の経済にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

まず、交通機関の発達、情報革命により、佐賀市に支店などを置く必要性が低下していく可能性があります。

また、小売、卸売業については、特に流通革命の影響を受ける可能性が高く、福岡経済

どもの健全な育成が最優先される時がきています。

65歳以上の高齢者の人口の増加は、地域で安心して暮らしていけることや、社会全体をバリアフリー化していくこと、また、特に長寿化に伴う健康維持対策の重要性が増してくるものと考えられます。

(3) 「知」の時代へ

21世紀はこれまでの時代以上に知識が富を生み出す時代であり、新しい発想や技術、これを生み出す創造性をどう育てていくかが問われる時代です。

IT革命がいわれっていますが、情報革命が進めば進むほど、価値ある情報を生み出す力が問われる時代となります。

これからは、学校教育の場で創造力を身につけていくだけでなく、社会に出た後もさまざまな形で、自らの知識経験を高めていくための学ぶ場が整備されている社会でなくてはなりません。

(4) 自立と自己責任の社会へ

21世紀は規制緩和がこれまでに進み、各企業レベルだけでなく、自治体間での競争もますます激しくなつてきます。

このような時代に地域が発展していくためには、真の地方分権すなわち地域の人々が行政に寄りかかることなく自立し、多様な挑戦がなされる地域でなくてはなりません。

圏に組み込まれていることもあり、中心商店街を中心にして、すでに相当の影響を受けています。

21世紀初頭の佐賀市の経済を考えると、相当に厳しい状況になる可能性があります。

しかし、佐賀に暮らす市民が安全で快適な生活を送っていくうえでも、「経済の持続的発展・自立」が可能となることが非常に重要なことです。

このためには、これまで以上に既存企業の事業拡大への支援や新規事業者育成への支援策を検討していく必要があります。

また、長期間を要しますが、観光産業の育成にも計画的に取り組む時期にきています。

3 福岡都市圏との関係

佐賀市の今後の発展を考えると、福岡都

第2章 佐賀市の将来像

価値観が多様化している現在、佐賀市の将来像を市民全体の目標として簡潔に定めることは大変に難しいことです。

すべてを言い表すことはできませんが、21世紀という新しい時代の価値観を考えると、福祉、環境、教育に重点を置くというところを、佐賀の長所である田園に囲まれた落ち着いた暮らしやすさを極めるということに例えることはできないでしょうか。

また、21世紀は「知」の時代であり、佐

(5) 個性を磨き上げる社会へ

自治体間の競争を勝ち抜くためには、自治体として他のまちにはない強み、すなわち個性が輝いていることが必要となつてきます。

佐賀市の住み良さや、まちの中に息づく歴史や田園風景は際だったセールスポイントです。

県外からの観光客は、お濠と楠の巨木のため、美しい美しさに感嘆の声を上げます。

バルーンの大会も人気があります。

しかし、多くの資源は磨かれず、説明もされず、宣伝もされず眠っています。

佐賀市は住み良い暮らしやすいといわれますが、県外の人にはこれといったイメージがありません。

むしろ、イメージ自体がないのが現状です。これからは、これまでの佐賀になかったキラキラした大きなものを外から引っ張ってくるというところに大きな期待をかけるに依存するのではなく、現在佐賀にあるいろいろな資源、歴史と風土にはぐくまれた個性を徹底的に磨きながら、21世紀の地域間競争を生き抜き、持続的・自立的に発展していく地域づくりを進めていかなくてはなりません。

2 21世紀の佐賀市の重点分野

(1) 「福祉」、「環境」、「教育」の重要性

21世紀に佐賀市に住む人々が心の豊かさ、生活の安心、環境、多様性を大切にした生活を営むことができる社会にしていくなためは、これまで以上に「福祉」、「環境」、「教育」に

市圏との関係を十分に考慮していく必要があります。

佐賀市と福岡都市圏とは、JR佐賀駅から博多駅まで40分弱、若者たちの感覚では、福岡市も佐賀市もすでに同じ生活圈として捉えられています。

佐賀市経済の今後の持続的発展を考えたとき、県都として競い合うのではなく、福岡都市圏より比較優位にある住み良さ、自然環境などに着目して、福岡都市圏の発展する力を佐賀市に呼び込むことが大切です。

例えば、住環境、教育環境をさらに向上させ、佐賀市から福岡都市圏に通勤する人を増やすこと、また、日帰り観光圏として、歴史や自然を中心とした観光に來てもらふことも考えられます。

高速交通網の発展も、福岡都市圏500万人、関東圏3,000万人の新たなマーケットが開けると捉えることができます。

質にあるよいものをみんなで磨き上げ、明治維新の時のように新しい技術、情報を積極的に取り入れてそれを自らのものにするための知的努力を重ねることが、大切ではないでしょうか。

このような意味で、今後の佐賀市の将来像、方向性を示す言葉として、「さがのいいとこ磨き上げよう。世界一のインテリジェント田園都市を目指して。」を市民のキーワードしたいと思います。

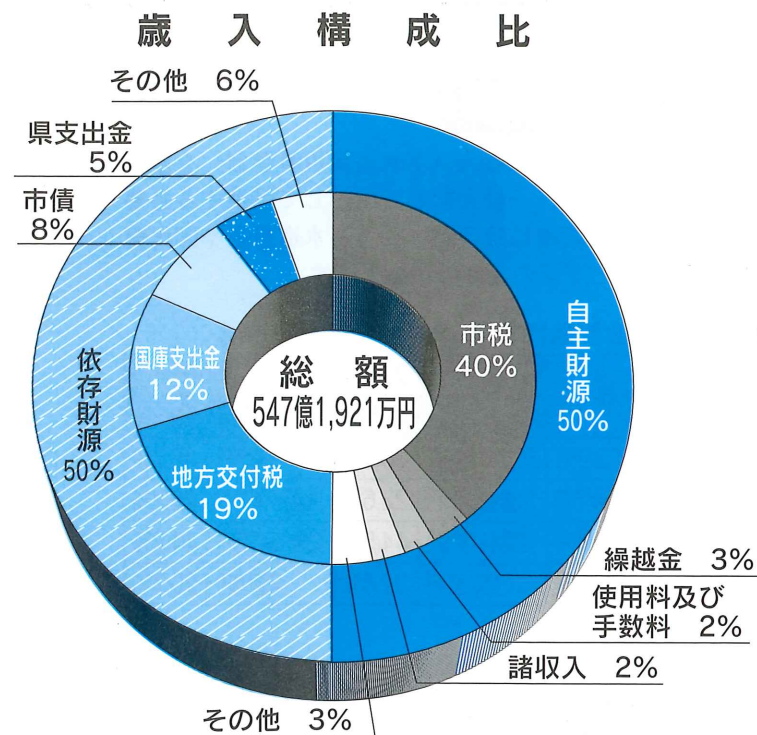
佐賀市の財政状況についてお答えします。今回は佐賀 佐賀市の財政Q&A

収入の構成

Q 佐賀市にはどのような収入があるの？

A 佐賀市の収入は右の図のような構成になっています。

収入は大きく2つに分けることができます。1つは市が独自に調達できる収入で**自主財源**といいます。もう1つは、国や県の意思決定に基づいて交付される収入で**依存財源**といいます。佐賀市と財政規模が同じ団体と比較すると、佐賀市は依存財源の割合が高く、国や県に依存せざるを得ない構造となっています。



市税

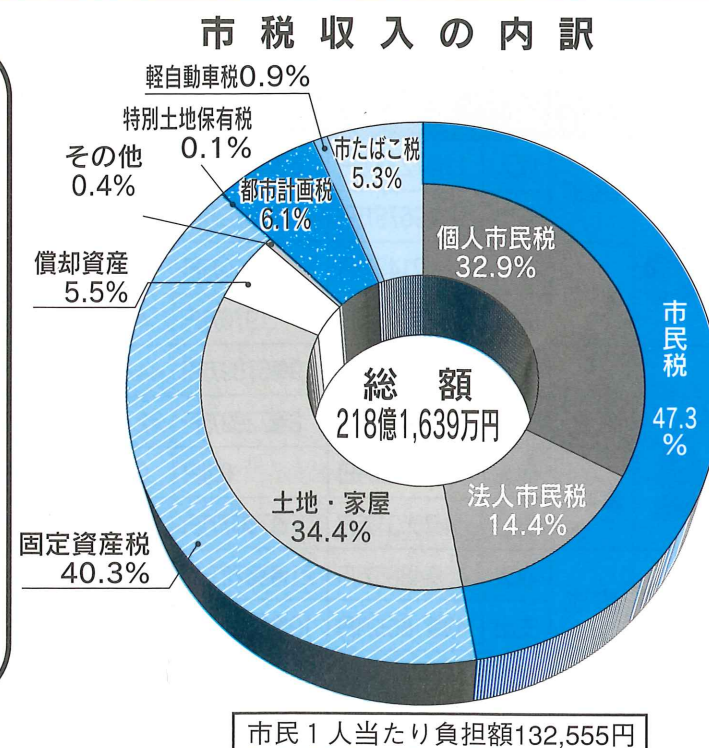
Q 私たちが納めている税金の中で、市の収入になっているものには、どんなものがあるの？

A 市税には、**市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、市たばこ税**などがあります。

市民税は、市がサービスを行うために必要な経費を市民の皆さんに広く分担していただくもので、個人市民税と法人市民税があります。

固定資産税は、市内に土地・建物を所有している人が支払う税金です。さらに、その土地・建物が市街化区域内にあると都市計画税が加わります。

ほかにも、軽自動車を所有している人にかかる軽自動車税や市内で買ったたばこの一部も市の収入となります。



市の歳入に関するQ&Aです。

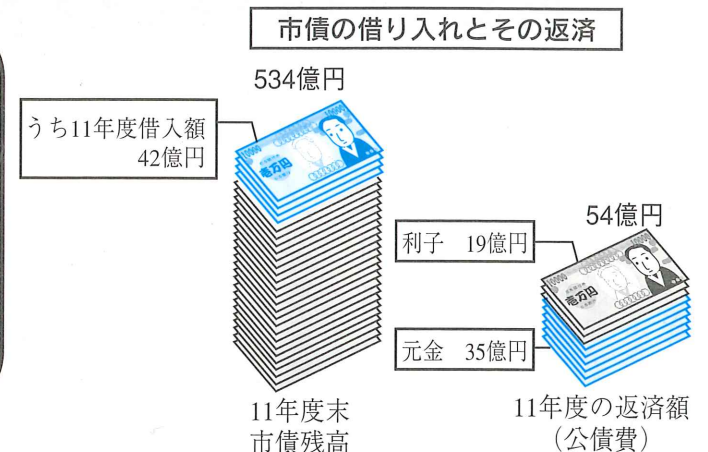
数値はすべて平成11年度決算に基づいています。

市債

Q 市債とはどういうものなの？

A 市債とは、**市の借金**のことです。道路改修や図書館建設などの大規模事業は、それを利用する世代間の人々が公平に負担するように返済期間を定めて、市債を活用しています。

市債の過度の発行は後年度の住民に大きな負担を強いることになるため、その発行には気をつける必要があります。



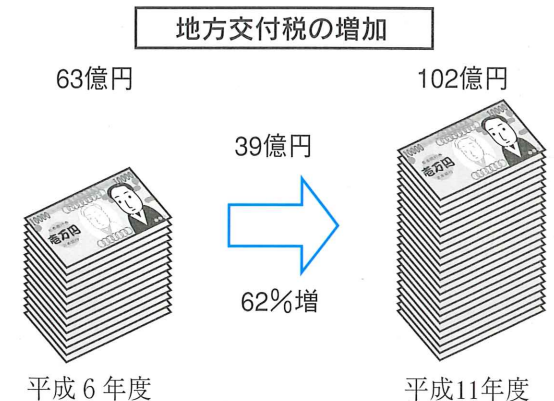
地方交付税

Q 地方交付税って税金の1つなの？

A 地方交付税は、税金の1つではなく、国が地方公共団体に対して交付するものです。国税である所得税、法人税、および酒税、それに消費税とたばこ税の一部を地方公共団体に配分するものです。その意味では税の1つともいえます。

自治体ごとに収入に差があり、そのためサービスにも差が生じます。皆さんが全国どこの自治体に行っても一定の行政サービスを受けられるようにするために、**国が自治体間の財政力に応じて交付するお金**です。

平成11年度は、収入の約19%を占めており、近年、増加傾向にあります。



国庫支出金

Q 国庫支出金とはどういうものなの？

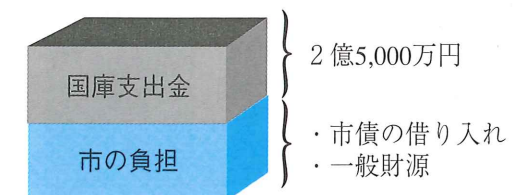
A 国庫支出金とは、**国家的にみて公益性があると認められる地方公共団体の事業に対し、国が一部又は全部を支出するもの**です。

右の例で説明すると、5億円の事業費に対して50%の補助があるとする、2億5,000万円が国庫支出金として市の収入となります。

国庫支出金はすべてその事業以外に使うことはできません。

国庫支出金の算出例 (国庫支出金補助率 50%)

公園施設を整備した場合
〔事業費 5億円〕



平成12年9月30日現在

12年度の財政状況を公表します

市民の皆さんが納めた税金がどのように使われているか、また、市の財政がどのような状況にあるのかを知っていただくため、毎年2回、財政状況を公表しています。

今回は、平成12年度上半期（平成12年4月1日～9月30日）の予算の執行状況をお知らせします。

一般会計

一般会計は、特別会計や企業会計以外の地方公共団体の行政サービスの経費を計上した会計で、福祉や教育、道路や河川整備などいろいろな事業を行っています。予算の執行状況は下記のグラフのとおりです。

歳入

収入済み全体額 256億8299万円
予算全体額 551億9258万円
収入率 = 46.5%

収入済み額
予算額 ()は予算額に対する収入率



市税

市民税や固定資産税など

130億4309万円 (61.9%)
210億5782万円



地方交付税

すべての地方自治体が一定の行政サービスを行えるように国から交付されるお金

67億2535万円 (72.6%)
92億6291万円



国庫支出金

地方自治体が行う特定の事業に対して国から交付されるお金

10億6368万円 (17.9%)
59億5584万円



市債

道路、河川などの社会基盤整備などのために市が借入るお金

0万円 (0%)
64億5540万円



県支出金

地方自治体が行う特定の事業に対して県から交付されるお金

2億1775万円 (9.1%)
23億9548万円



地方消費税交付金

消費税として支払われた5%のうちの1%（都道府県税）の2分の1が、人口などに応じて交付されるお金

10億5028万円 (61.8%)
17億円



使用料・手数料

市の施設の利用や証明書の発行などで得られる収入

5億5294万円 (42.9%)
12億8915万円



その他

地方譲与税や分担金、負担金など

30億2990万円 (42.8%)
70億7598万円

歳出

支出済み全体額 193億6923万円
予算全体額 551億9258万円
執行率 = 35.1%

支出済み額
予算額 ()は予算額に対する執行率



民生費

子どもやお年寄り、体の不自由な方などの福祉のための費用

55億2977万円 (47.4%)
116億6968万円



総務費

選挙や交通安全、税務関係などのための費用

27億5589万円 (34.8%)
79億3053万円



教育費

小・中学校や公民館、図書館などの整備や教育振興のための費用

25億3673万円 (42.0%)
60億3539万円



衛生費

ゴミの収集や、市民の健康管理などのための費用

23億5462万円 (30.9%)
76億2237万円



土木費

道路、公園、河川や住宅などの整備費用

21億8817万円 (22.1%)
98億8158万円



公債費

市が借入たお金を返すための費用

12億2891万円 (23.2%)
53億28万円



消防費

火災などの災害防止と被害軽減のための費用

11億531万円 (51.1%)
21億6421万円



農林水産費

農業や林業、水産業の振興のための費用

4億4190万円 (20.5%)
21億5197万円



その他

議会、観光や商工業の振興、労働関係などの費用

12億2743万円 (50.4%)
24億3657万円

詳しくは、下記までお問い合わせください。
財政課 ☎24-3151 内線 172



特別会計

特別会計は、特定の収入（下水道使用料など）を基に事業を行う会計で、一般会計とは区分して経理する必要があります。佐賀市には現在、公共下水道事業や国民健康保険事業など下記の4会計があります。

特別会計執行状況（平成12年9月30日現在）

会計名	予算額	歳入		歳出	
		収入済み額	収入率	支出済み額	執行率
国民健康保険	118億6032万円	35億7750万円	30.2%	42億3932万円	35.7%
公共下水道	66億4540万円	14億9954万円	22.6%	14億7795万円	22.2%
老人保健医療	163億7199万円	72億8178万円	44.5%	72億647万円	44.0%
農業集落排水	3363万円	1098万円	32.6%	697万円	20.7%

企業会計

企業会計は、1企業の経営という観点から経理している会計で、佐賀市には現在、自動車運送事業、ガス事業および水道事業の3会計があります。

企業会計執行状況（平成12年9月30日現在）

企業名	区分	予算額	執行済み額	執行率
交通	収益的	収入	11億7233万円	6億4623万円 55.1%
		支出	12億9678万円	5億9076万円 45.6%
	資本的	収入	2143万円	0万円 0%
		支出	4億1617万円	1970万円 4.7%
ガス	収益的	収入	21億5833万円	9億6789万円 44.8%
		支出	20億7412万円	8億7299万円 42.1%
	資本的	収入	1億2929万円	0万円 0%
		支出	4億5531万円	1億7007万円 37.4%
水道	収益的	収入	45億4885万円	21億9672万円 48.3%
		支出	43億666万円	19億3880万円 45.0%
	資本的	収入	8億710万円	1018万円 1.3%
		支出	14億5718万円	3億7293万円 25.6%

市有財産の状況（市の財産）

市の建物、土地や一般の家庭で貯金にあたる基金など、佐賀市の平成12年9月30日現在の財産の状況は、下記のとおりです。（企業会計除く）

- ▲土地 市有地 4,158,576㎡
- ▲建物 439,680㎡
- ▲有価証券その他 49億2286万円
- ▲基金 112億7606万円
- ▲車など重要備品 1596個

市債の状況（市の借金）

道路、河川や小・中学校、図書館、下水道などの公共施設の整備などを行うために、国や金融機関などから長期にわたり借りているお金のことです。（企業会計除く）

一般会計でみると
市民1人当たり
31万円

一般会計 517億2451万円

特別会計 303億3677万円

一時借入金の状況

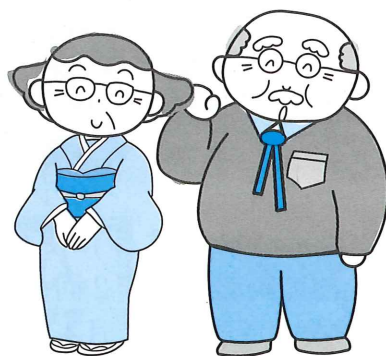
年度内に一時的に資金が不足した場合に、一時的に借り入れるお金のことです。平成12年9月30日現在の一時借入金は下記のとおりです。（企業会計除く）

一般会計 0万円

特別会計 13億6000万円

「人権教育のための国連10年」

No. 5



参加できるような環境整備が必要となります。また、高齢化の進行とともに、寝たきりや痴ほう性などの介護を必要とする高齢者の増加が予測されているため、今後はきめ細かい福祉サービスの実施により適切な対応につとめていく必要があります。

今後の進め方について

このような問題解決に向けて、本計画の中では次のようなことを掲げ、高齢化問題へ対応していくこととしています。

①高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の教育・啓発をあらゆる場において積極的に推進します。

②高齢者の健康教育・健康相談の充実と健康保持のため、保健・福祉・医療の各種サービスが一体となり生涯を通じた健康づくりを推進します。

③高齢者の心身機能の維持向上や、家庭介護の負担軽減を図り、

在宅福祉を充実させるとともに福祉施設の整備を図ります。

④豊富で多様な知識と経験を生かして社会参加できるように、環境を整備し生きがい対策を推進します。

⑤高齢者が安全かつ快適に生活できるようなまちづくりを進め、住みよい環境づくりを推進します。

⑥高齢者の意欲と能力に応じた雇用機会の確保、能力開発を進めます。

いよいよ介護保険がスタートしました。これからは、在宅福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、市民一人ひとりが高齢者に対する理解を深め、高齢者に対する敬愛や尊厳の気持ちを育てるための、人権教育や啓発の推進を図ることが重要となってきます。

◎問い合わせ

人権・同和対策課 ☎24・3151
内線398・400

くらしの情報



『少額訴訟手続き』について

日常生活における少額の金銭をめぐるトラブルの解決法のひとつに「少額訴訟」があります。少額訴訟は、30万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルに限って利用できる手続きです。たとえば『アパートを退去したが、敷金を返してくれない』などの場合です。

簡易裁判所には定型訴状用紙（貸金返還請求・売買代金請求・給料支払・交通事故による損害賠償請求など）がありますので、その用紙に記入し、訴状を提出します。

裁判所は、原則として1回の期日で双方の言い分を聞いた後、証拠を調べたりして、直ちに判決を言い渡します。話し合いで解決できるときは和解という方

法がとられ、和解調書が作られます。証拠書類や証人は、審理の当日に調べられるものに限りません。

少額訴訟判決に対して不服がある場合は、不服（異議）を申し立てることができます。

佐賀簡易裁判所の場合、相手に請求する金額が30万円であれば、申立手数料3,000円と切手代2,660円が必要です。

1月から9月までの佐賀簡易裁判所への申立件数は54件とのこと。通常申立から判決まで1カ月くらいと短く、ラウンドテーブル（円卓）を囲む形式で行われますので、初めての方でも利用しやすい制度です。

◎問い合わせ 市民相談室
☎24・3151内線214



高齢者に関する問題の考え方について

高齢者問題とは

高齢者が、健康でゆたかな生涯を過ごすためには、人間としての尊厳が重んじられる明るい社会をつくり、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かして社会

提言箱にいただいた

皆さんからのご質問にお答えします

No.12

市政についてのご意見、ご要望などを投函下さい。

一 提言箱



介護保険

Q & A

Q 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料はどうやって決めているのですか?

年金の天引きが開始されるのは、年1回、10月からとなっていますので、4月2日以降に転入された方や65歳になられた方は、来年9月までは納付書で納めていただく普通徴収になります。

〔提言〕道路縁石の撤去について

道路の端には、路側帯が設けられ歩道との区別がなされていますが、自転車で歩道を通行していた折、前方から人がこちらへ歩いてきたので、路側帯の方へ方向を移動しようとしたところ、たまたまそこには縁石があり、その縁石に自転車のペダル

高くなっており、フラット方式は車道の高さと歩道の高さがない限り同じ高さとなっています。ただ、この場合は車道と歩道の高さが同じですから、安全確保のため、何らかの形で区分する必要があります。

道路構造令の一般的な基準で、自歩道とは縁石または柵、その他これに類する工作物により、物理的に分離する必要があります。

があたり、バランスを崩して車道の方へ倒れそうになりました。むしろ、この縁石はない方がより安全ではないかと思いが、いかがなものでしょうか。

線道路にある自歩道は、歩行者の危険性を少しでもなくすために、何らかの分離施設が必要であると考えています。

〔回答〕

佐賀市内の歩道が設置されているところは、ほとんどが自転車も通行できる自転車歩行者道(自歩道)となっています。その自歩道の整備内容を見ますと、マウンドアップ方式、フラット方式、セミフラット方式となっています。

マウンドアップ方式は、歩道全体が車道より15cm～20cm程度

ただ、ご指摘のとおり、市内の自歩道は概して狭く、自転車歩行者とすれ違うのに支障をきたしているところも少なくありません。そのうえ縁石もあり、ますます狭く感じているのも事実です。そういうところはラインを引いたり、反射板をつけたりして、できるだけ安全確保に努めています。

なお、佐賀市では平坦性を生かし、自転車利用促進のための

「自転車利用環境整備基本計画」を策定中です。これは自転車と歩行者・自動車の分離による安全なネットワークの確保と、快適かつ健康的に行動できる走行環境の実現を目指すものです。

(担当 道路課)

■FAX 28・9188

■ホームページアドレス

<http://www.city.saga.saga.jp/>

◎提言箱についてのお問い合わせ

秘書広報課市民相談室

☎ 24・3151

内線 158～160

Q 年金をもらっているのに、保険料の普通徴収(納付書払い)の通知が来ましたが、なぜですか?

A 保険料が特別徴収(年金から天引き)になる方は4月1日現在で65歳以上で年額18万以上の老齢年金や退職年金を受給されている方となっています。

介護保険についての疑問や質問をお寄せください

介護保険制度の仕組み、保険料、サービスについてなど、お気軽にお問い合わせください。(お寄せいただいた質問の中から毎月ご紹介いたします)

◎問い合わせ 社会福祉課 長寿推進室 ☎ 24・3151 内線 386・387

【Eメールアドレス】 shakai@city.saga.saga.jp

Q 介護保険料を払うと医療保険料は納めなくてもよいのですか?

A 介護保険制度は、医療保険制度とは別の制度です。介護保険料を納めても、医療保険料は今までどおり納めなくてはなりません。

医療保険は従来の医療サービスを、介護保険は要介護度に応じた介護サービスを受けることができます。介護サービスを受けているときでも、病気などでお医者さんにかかれば、今までどおり、加入されている医療保険からの給付になります。

リサちゃんの リサイクルレポート

No.6

資源物として集められた

紙類はどうなるの？



皆さんがごみステーションに出した新聞や雑誌、ダンボールは、収集車に積まれた後、どこへ行くのでしょうか。今回は、資源物として集められた紙類の行方を調べてみました。

古紙を追いかけて

古紙問屋へ

集められた新聞やダンボールなどの紙類は、いちど高木瀬町の清掃センターに集められます。ここで、種類ごとにきちんと分別されているかチェックして、しっかり分け直すんです。そして、また別の場所に運ばれて行きます。

やって来たのは市内にある古紙問屋さんです。ここに持ち込まれた紙類は、再度分別のきびしいチェックを受けた後、種類ごとに機械で圧縮されて、四角いかたまりになります。古紙のかたまりは、製紙会社に送られ



古紙問屋にやってきたダンボール



収集車で運ばれる古紙

て、それぞれリサイクルされます。「新聞・チラシ」は新聞や週刊誌に、「雑誌・包装紙・箱類」は菓子箱やダンボールに、「ダンボール」はもう一度ダンボールに、そして「牛乳パック」はトイレットペーパーに、生まれ変わるのです。



ぎゅっと圧縮されてでできます



新聞・チラシもこのとおり

新聞とチラシは 分けなくていいの？

ここで、古紙問屋の社長さんに、前から疑問に思っていたことを聞いてみました。

リサ「社長さん、新聞とチラシは、両方一緒に紐でしばってごみステーションに出しているけど、この2つは分けなくて平気なの？」

社長さん「平気ですよ。新聞をリサイクルするのに、チラシが入っているだけなら問題ありません。新聞も、一緒ににはさん

である広告チラシも、まとめてしばって大丈夫です。

むしろ注意する点は、カタログのような冊子状のものが混じらないようにすることです。背表紙のところを紙をノリ付けして作ってあるカタログ類は、新聞のリサイクルのときに悪さをします。使われているノリが、いい新聞紙を再生する妨げになるんです。カタログは新聞・チラシに混ぜないで、雑誌・包装紙・箱類の方に、入れましょう。お願いします。」

なるほど、いい勉強になりました。紙は貴重な資源です。今回訪れた会社以外にも、市内にはいくつかの古紙問屋さんがあって、古紙のリサイクルのために日夜がんばっています。私たちも分別の仕方に気をつけて、一緒に資源の有効利用を進めていきましょう。



国民年金の保険料は 便利で確実な口座振替で

国民年金の保険料は、納め忘れがあると将来の年金が減額されたり、受けられなくなることがあります。また、もしものときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もあります。

納付を口座振替にすれば、納めに行く手間も省け納め忘れもありません。国民年金の保険料の納付は、便利で確実な口座振替をお勧めします。

お申し込みは口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、通帳、印鑑、届出印とともに預金口座のある金融機関、または、市役所国民年金室(8番窓口)で手続きしてください。(口座振替依頼書は、金融機関にも用意されています)

◎問い合わせ 保険年金課 国民年金室 ☎24・3151 内線 336

◎問い合わせ 環境課 ☎24・3151 内線 313・314

環境モニター通信

NO.4

「電気製品」



高橋 孝子さん（西与賀）

電気製品のおかげで快適な生活を送っているが、電気の使用には努めて節電を心がけている。わが家は老夫婦で文明の利器は少ないと思っていたが、見渡したらなんと多いことか。この夏電気屋さんにエアコンの修理を依頼したら製品が古いので部品があるか分からないと言われた。が、部品も何とか調達できたらしく修理ができた。

今度は太陽熱温水器の調子もおかしい。依頼したら修理ができないように言われ、廃棄処分するのにも経費がかかるとのこと。しかし別の取扱店へ修理依頼したら廃棄処分と同額ぐらい

で修理ができたので、結構に使用している。

今は多くの電気器具の中で生活しているの、これらが壊れたときに部品が変わってしまったら、修理できずに廃棄処分になってしまふ。そうならないよう、部品をすぐ変えてしまわずに残されることを願う。

◎問い合わせ 環境課

☎ 24・3151 内線 315

環境モニター

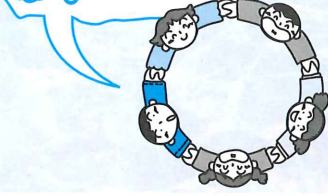
各校区からの1人ずつ、合計19人の方々にお願いしています。地域の環境に関する情報や意見をいただいています。

第2回

さが水環境フェア

あつまる・ひろがる・つながる輪！
行動しよう！

みずからできること

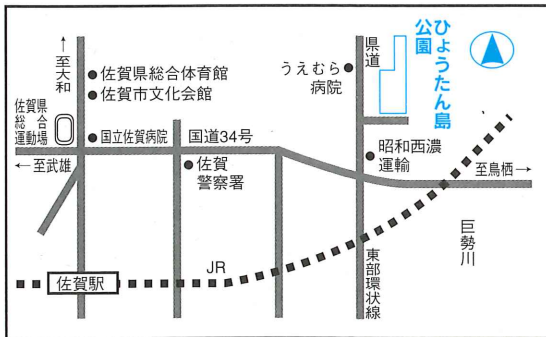


プ散策による自然観察・リレートーク（佐賀にすむ生き物たち）・分科会・交流会17時～19時（実費1,000円）

主催 さが水環境フェア実行委員会

後援 佐賀県快適環境づくり推進協議会／佐賀市／佐賀市クリーク公園運営利用組合／建設省武雄工事事務所／九州建設弘済会

◎問い合わせ さが水環境フェア実行委員会事務局 ☎ 24・2405



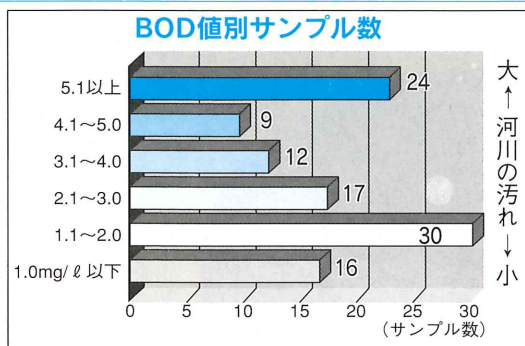
公書トビックスその10

川を可愛がろう

先月は「市民一斉清掃」「河川清掃」にご協力いただきありがとうございました。

ところで、佐賀市環境課では毎年5月、8月、10月、2月に市内の河川27地点を選定し、PH（どのくらい酸性か、どのくらいアルカリ性か）、DO（どのくらい酸素が水中に溶けているか）、BOD（微生物が水中の汚れを分解するのにどのくらいの酸素の量が必要か）、COD（水中の汚れを酸化剤で酸化するのにどのくらいの酸素が必要か）、SS（どのくらい物質が水中に浮遊しているか）、T-N（どのくらい窒素が水中に溶けているか）、T-P（どのくらいリンが水中に溶けているか）、MBAS（どのくらい合成洗剤が水中に溶けているか）の8項目の水質調査を実施しています。

左の表は平成11年度の調査によるBODの測定値別のサンプル数



大↑河川の汚れ↓小

ですが、コイ、フナなどが生息する水質の基準値5mg/ℓを満たしていないサンプルは、延べ108サンプルのうち24サンプルとなっており、市内の河川は一部を除き一定の水質を保っていることがわかります。

河川の汚染は生活排水によるものがほとんどですから、水質向上には汚れを拭き取り、少量の洗剤で洗うなど排水の汚れを少なくすることが第一ですが、河川の自浄作用を促進することも効果的です。

三面水路にせず、定期的に草刈りやしゅんせつを行えば、水草が水質を浄化し、いろいろな水生生物も生息します。河川の清掃は大変ですが、よりよい水辺の環境になるよう今後ともご協力をお願いします。

◎問い合わせ 環境課生活環境係 ☎ 24・3151 内線 316

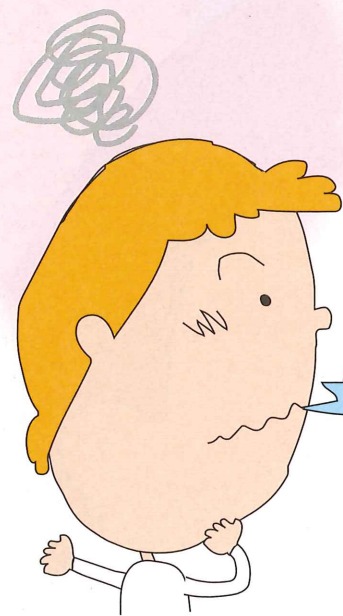
ともに生きる

あなたの心のどこかに差別の心がひそんでいませんか

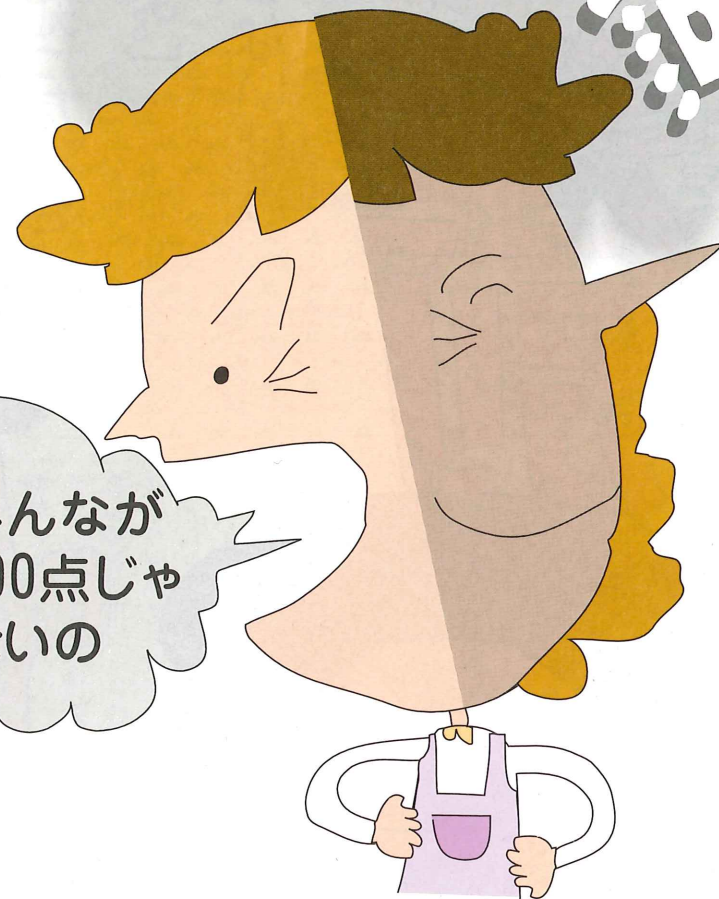
母親：「テストどうだった。」

ぼく：「うん、できたよ。」

100点満点



みんなが
100点じゃ
ないの



佐賀市では
人権教育はまずは家庭からの思いで
毎月11日を人権を考える日としました。

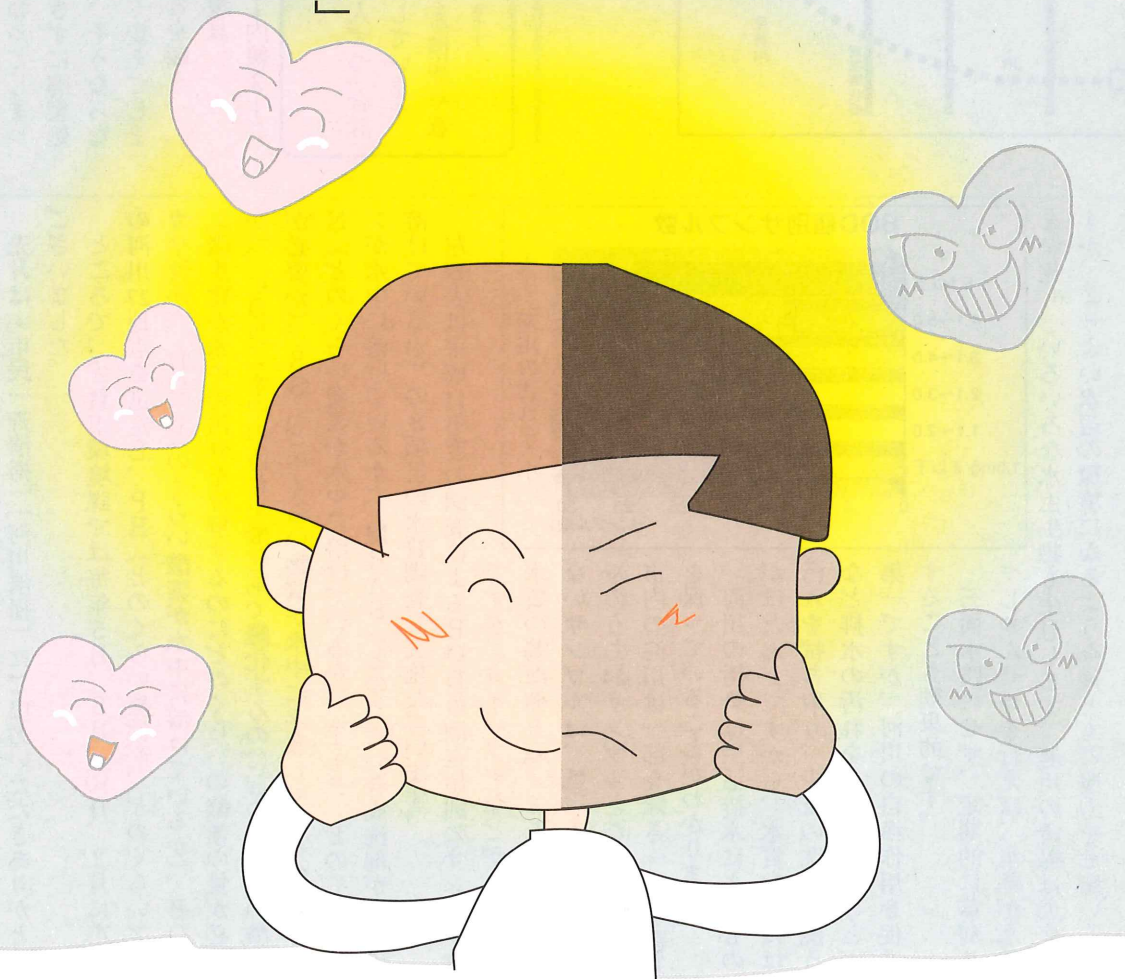
1965年(昭和40年)8月11日
この日に同和対策審議会の答申がだされました。

毎年、12月4日から
10日までは **人権週間**です。

12月10日は **世界人権デー**です。

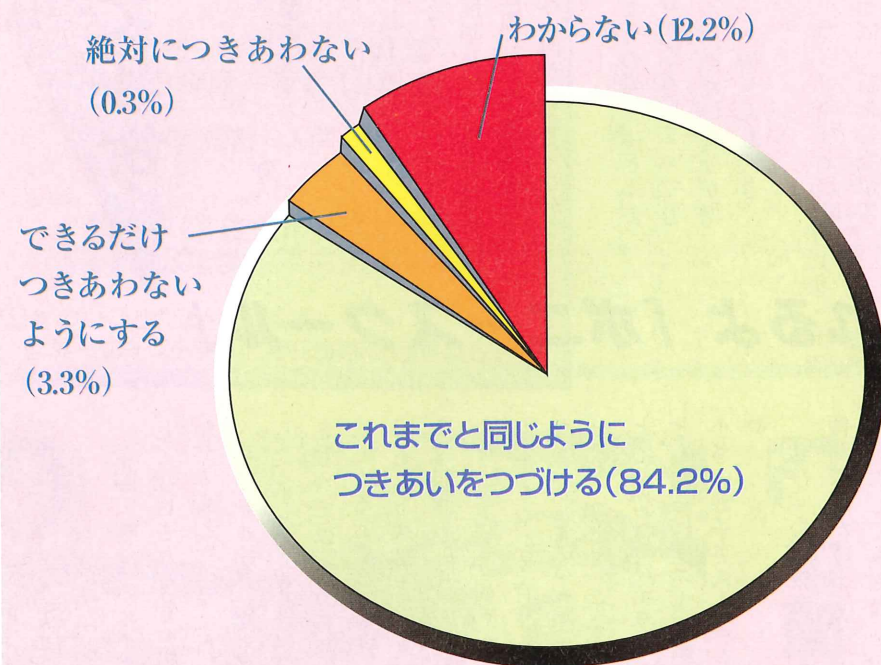
1948年(昭和23年)12月10日
この日、国連総会で人権宣言が採択されました。

性別で…
「女のくせに。」「男のくせに。」
学歴に関して…
「一流大学を出てまっして。」
国籍や肌の色で…
「外国人お断り。」
子どもに対して…
「おまえは長男だから。」
高齢者に対して…
「いい歳をして、いじわるなんだ。」
障害者に対して…
「動作も鈍いし……。」



●市民意識調査の結果からどんなことに気付きますか。

質問 かりに、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が、同和地区出身の人であることが分かった場合、あなたはどうされますか。



平成7年度佐賀市民意識調査より

●80%以上の人「同じようにつきあいを続ける。」と答えています。比較的、よい結果です。ただ、この調査結果については、「相手の人が親しい」場合であり、中には、「たてまえ」論で答えた人も考えられます。

●わずかですがまだ、「絶対につきあわない。」と答えた人がいます。同和地区についての偏見をなくするためには、同和問題を正しく認識する必要があります。

●人は人として尊重されなければなりません。**なんの根拠もないのに、** 同和地区出身だというだけで、人を差別することは許されないことです。

いわれのない差別をなくしましょう。

研修会や講演会にすすんで参加しましょう。

あなたは……？



幼児期に必要なこと

街わしに「の」

私の特ダネです



赤松町
細田 恭子さん

幼児期のお子さんを育てていらっしゃるお母さん、もしお子さんが「お手伝いをさせて」と言ったらなんと答えますか。9月13日(水)、文化会館で「佐賀市私立幼稚園PTA連合会研修会」が行われ、九州保健福祉大学教授、牧正興先生による「幼児期の今、何が必要なのか」という講演がありました。

「夏休みに外で遊ぶ子どもの姿をほとんど目にしなかった」「子どもが数人集まってもゲームなどお互い関わりを持たない遊びが増えた」というお話に、集まった皆さんも大きくうなずいていました。



研修会の様子

子どもが手伝いを望んだら、「あれをお願い」ではなくぜひ自分のそばで話をしながらさせてみてください。そこから信頼関係が生まれ生活体験から知識と知恵がつながります。そんなお話が心に残った一日でした。

みんなも乗れるよ「ポニースクール」



厳木町
浜村 ひろみさん

全国で唯一「ポニーを飼っている小学校」として注目されている唐津市の大良小学校を訪ねてみました。

小さい4頭の馬(ポニー)が出迎えてくれました。子どもたちは珍しくて馬(ポニー)の体を触っては「キヤー」と騒いでいましたが、慣れてくると乗ることができました。

ポニースクールをはじめたきっかけを「青少年犯罪やいじめ、自殺などの事件が後をたらず、ゆとりが失われていきます。心の障害を治し、豊かな心を育てる教育を目指し、始めました」と話される吉田先生は「ポニースクール」をもっと地域に広げ、知って欲しいということで、休日にはボランティアでいろいろな子どもたちにポニーの乗馬体験をさせています。小さいお子さんも親と一緒にであれば大丈夫です。

ぜひ、「心の教育」として家族やサークルの仲間へ出かけ、ポニーと触れあい、楽しい休日を過ごしてみたいかがでしょうか。参加無料で体験したい方は予約が必要です。

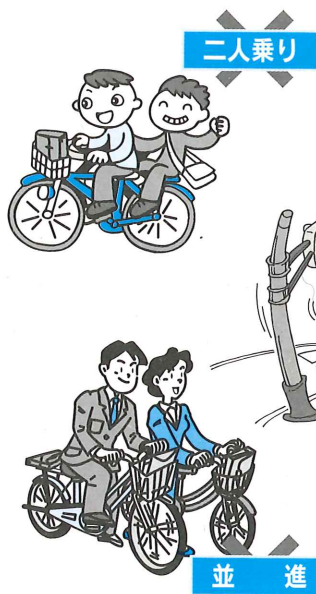
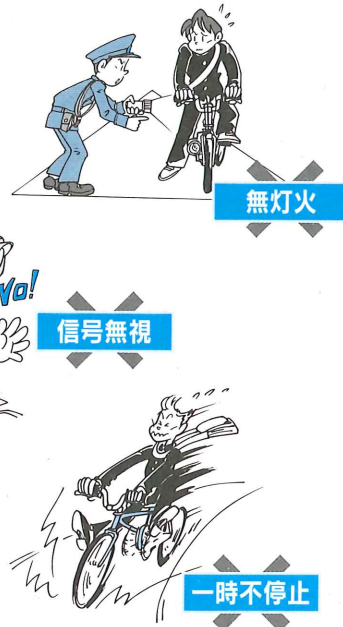
●問い合わせ
平日(大良小学校)
☎0955・728085
土日祝(吉田孝先生)
☎0955・727023



守ろう 交通ルールとマナー

自転車のマナーアップ

近年、自転車事故が増加し、大きな事故につながる恐れがあります。ルールとマナーを守って正しく走りましょう。危険行為も、道路交通法違反で処罰されます。



自動車の早めの点灯

早めのライト点灯は交通安全のシンボルサイン。秋から年末にかけては、例年交通事故が多発します。「早めのライト点灯」と「交通安全」に心がけましょう。

*早めのライト点灯の効果

- ・歩行者、自転車や他の車を早く発見できる。
- ・歩行者、自転車からも自動車も早く発見できる。
- ・双方の注意が喚起される。

よかとこ わがまち

佐賀地区広域
市町村圏組合
市町村紹介
その⑦
三日月町

ほっとするね 窓辺に光 わたしの図書館

生涯学習の支援や情報セン
ターとして、その中心を担う施
設です。

気軽に利用でき開放的で暖か
い雰囲気とするため、書架や床
をはじめ館内の隅々まで材質や
形状、高さ、色に気を配り、自
然木のぬくもりを取り入れた造
りになっており、明るく暖かい
雰囲気の図書館です。



平成9年度は、人工11,0
00人規模の町村において、貸
出冊数全国第2位となっていま
す。

図書館には約83,000冊
の図書を備え、日本的な雰囲気
の中でくつろぎながら読書がで
きる和室コーナーや、ビデオ鑑

賞コーナーなどがあり、また、
おはなしタイムやファミリーコ
ンサートなど多彩な行事も行っ
ています。

※貸出可能者 町内在住者、在
勤者、通園者、佐賀地区広域市
町村圏組合の市町村で公共図書
館がある住民の方

◎問い合わせ先 図書館(ドウ
イング三日月内) ☎0952・
72・4946



仕事と育児の
両立を
応援します

ファミリー・サポート・センターがスタート

「依頼会員」「提供会員」を募集中

市では、10月からファミリー・
サポート事業を開始しています。

この事業は保育園(所)や幼稚
園への送り迎えなどの活動を
「援助を提供する会員」が行う
ことによって、「援助を依頼する
会員」の仕事と育児の両立でき
る環境を整備するものです。

《援助活動の内容》

・ 保育施設の保育開始時間まで、
および保育終了後に子どもを預
かります。

・ 保育施設まで子どもの送り迎
えを行います。

・ 学校の放課後や学童保育終了
後に子どもを預かります。

・ 子どもが軽い病気になった場
合など、突発的・臨時的に子ど
もを預かります。

※援助活動が行われた場合、援
助を依頼した会員は援助を提供
した会員に1時間当たり600
円程度の報酬を支払っていただ
きます。

今後も「援助を依頼する会員」

と「援助を提供する会員」の申
し込みを受け付けます。会員に
なるためには、所定の講習を受
講していただきますので、入会
申込書を提出された方には11月
中に予定している講習会のご案内
をします。

◎申し込み・問い合わせ

佐賀市ファミリー・サポート・
センター(ほほえみ館2階 児
童課内) ☎30・0906

環境ラベルの例



eガイド・ミニ

佐賀市環境報告書から

No.8

「はじめよう、グリーン購入」

皆さんが物を買う場合、何を見て選んでいますか。値段だったり
デザインだったり中身だったり、その基準はさまざまです。しかし、
私たちが購入する商品のすべては、生産・流通・使用・廃棄の各段
階で環境になんらかの影響を与えています。

そこで、この環境への影響を減らすために、消費者である私たち
が環境にやさしい商品を購入して、製造者である企業の環境への意
識を変えていこうという行動が起こっています。これは「グリーン
購入」とよばれ、再生品、ビールのびんのように繰り返し使える物、
包装の少ない物などを優先的に購入していこうというものです。

しかし、実際には私たちのグリーン購入に対する意識・行動はま
だまだ低いものです。環境に配慮した商品は価格が高く、商品に関
する情報が少ないので選び方が難しいというのが主な理由のよう
です。それでも、最近では手ごろな価格の商品や、消費者に分かりや
すいよう、環境ラベル表示のある商品も登場しています。

市でもグリーン購入ネットワークに参加し、再生紙など環境に配
慮した商品の購入を推進しています。皆さんにも、買い物という入
口の部分から環境にやさしい行動をお願いします。

◎問い合わせ 環境課 ☎24・3151内線315

佐賀市 8 歴史探検

佐賀藩主の御座間 (御居間)

天保年間(てんぽう)に再建された佐賀城本丸(旧赤松小学校)の建物群は、明治7年の佐賀の役でそのほとんどを焼失してしまったようにいわれることがありますが、そうではなかったようです。

戦災を免れた本丸の建物群は、明治7年以降も役所や学校に使われ、それが老朽化すると新しい建物を建てるために、だんだんと解体されていったというのが実際のようです。

この本丸建物群の中で一番長く現地に残っていたものが、藩主の居間である「御座間」でした。この建物は昭和32年まで、赤松小学校で利用されていましたが、新校舎建築により、南水ヶ江の大木公園に移転され、南水会館として活用されることになりました。

先頃、この南水会館の調査が建築の専門家によって実施されました。それによると、大規模な改変がなされているが基本的な木組みはそのままであり、佐賀城本丸御殿の「御座間」に復元が可能という調査結果が得られました。また、天井裏の材木に「御座間」という墨書きの文字も発見されました。

現在、この調査を受けて、県立歴史資料館(仮称)の一部として佐賀城本丸跡に移築復元の話が進められています。



▲現在の南水会館(移築された御座間)

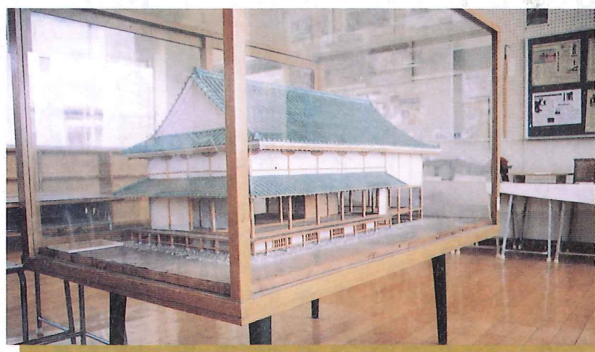
一口メモ

●赤松小学校にあった御座間が南水ヶ江に移転されることになったとき、同校の先生方によって20分の1の縮尺模型が制作されました。これは今も赤松小学校に保管されていて、床の間や建具など文献資料だけでは明らかにできない部分を知ることができるものです。

●南水会館の玄関先右手に「寛保三年癸亥三月良辰御築謹制之」と刻まれた石材があります。本丸の南西隅にあった「櫓台(やぐらだい)」修復の際に刻まれたものと考えられます。



▲旧赤松小学校にあったころの御座間



▲御座間の模型(赤松小学校保管)



交通 龍谷高校前下車5分

講演会開催のお知らせ

演題 「いのち一番」

講師 竹熊宜孝氏

(熊本県・公立菊池養生園診療所名誉園長)

日時:平成12年11月23日(祝)14時～

会場:増田会館パル21大ホール

※入場料は無料です。どなたでもお気軽にご参加ください。



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

人口 165,996人 (+ 73) 男 78,850人 (+ 3) 9月30日現在の人口
世帯 63,623 (+ 43) 女 87,146人 (+ 70) ()内は前月との差

市民の自主的な参加によるまちづくりを進めるための

ボランティア活動等 支援事業特集 Vol.3

ボランティアコーナー設置のお知らせ

佐賀市役所1階市民ホール内に“ボランティアコーナー”を設置することになりました。これはボランティア団体や市民のためにボランティアの情報を提供したり、ボランティア活動に関する相談などを行うためのスペースです。



ボランティアコーナーでは

ボランティアに関する情報を得ることができます

ボランティア団体の情報などが掲示できる掲示板を設置しています。また、パンフレットなども置いてありますので、ボランティアの情報を知りたい方はぜひご利用ください。また、「ボランティアを募集します」というような呼びかけもできます。

ボランティアに関する相談に応じます

ボランティア活動に興味のある方が来られたときは、各種の資料を見ながらどのような活動があるのか、どのようなボランティアがしたいのか、といった相談に応じることができます。

簡単な打ち合わせなどに利用することができます

8人～10人ぐらいが座れるようなテーブルと椅子を配置していますので、会議室を借りるほどではない簡単な打ち合わせなどに利用できます。利用の制限はありませんが、利用団体が多い場合は調整をしてください。

ボランティアコーナーに掲載する情報・展示資料などを募集します!

このたび開設したボランティアコーナーの掲示板に掲載する情報や展示資料などを募集します。私たちのボランティア団体を紹介してほしい、ボランティアの募集、ボランティア依頼のお願いなど、ボランティアに関することであればどんな小さなことでも結構です。情報を提供してくださる方は資料などを社会福祉課(社会係)17番窓口を持参されるか、郵送で社会福祉課までお送りください。(〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所社会福祉課)

※ボランティアコーナー設置に伴い、市民ホールにあったオブジェ(この ゆび とまれ)は文化会館に移設しました。

問い合わせ 社会福祉課社会係 ☎ 24・3151 内線 382

ボランティアシンポジウム

～ボランティアの可能性を探る～

ボランティア活動に対する啓発および2001年2月に開催される「第32回全国ボランティア研究集会・佐賀集会」のプレ・イベントとして『ボランティアシンポジウム』を開催します。

佐賀県内・県外から、ボランティアに積極的に携わっている方々を招き、21世紀に向けたこれからのボランティアの可能性を探っていきます。

- ☐ 日 時 平成12年11月18日(土) 13:00～17:00
☐ 場 所 佐賀市文化会館 イベントホール
☐ 参 加 料 無料
☐ 参加対象 市民、ボランティア団体、その他ボランティアに関心のある方
☐ 内 容

13:00 ～14:20	ボランティア団体 紹介コーナー	ボランティア団体を紹介するためのスペースを設け、参加者が自由にまわって各団体の説明を聞いたり、資料を見たりできるようなコーナーです。
14:30 ～17:00	シンポジウム	『ボランティアの可能性を探る』 コーディネーター：上野 景三氏（佐賀大学） シンポジスト：納富 和生氏（佐賀 全国ボランティア研究集会佐賀集会実行委員長） 松浦 隆一氏（宮崎 宮崎市企画課） 菊池 修 氏（愛媛 遊民館館長） 石井 布紀子氏（兵庫 コラボねっと代表）

□その他

- ・託児所を設けますので、お子様連れでも安心してご参加ください。
- ・手話および、要約筆記を行いますので障害者の方もふるってご参加ください。



佐賀市民のボランティアに対する熱い意欲を
シンポジウムでぶつけてみませんか!



●申し込み・問い合わせ先／佐賀市役所 社会福祉課 社会係
 ☎ 0952-24-3151（内線 382）

ボランティアのひろば

このコーナーでは、佐賀市のボランティア団体の活動状況やボランティアに関する耳寄りな情報をお届けします。市民の皆様のお役に立つような情報を集め、充実したコーナーにしたいと思います。

これまでの市報ボランティア事業特集号で、佐賀市に登録しているボランティア団体の紹介を行ってきました。その後も登録を受けつけており、これまでに新たに3団体が登録されましたので紹介します！

◎新しいボランティア登録団体の紹介

登録No	団体名	活動内容
245	朗読ボランティア 「おはなしの玉手箱」	場所を借りての『朗読の集い』発表会と月1回の勉強会。要望があれば、そこらへ出かけて『朗読』を聞いていただく。
246	特定非営利活動法人 POSA	恵まれない地域で目の障害に苦しむ人々の自立のため、目に光をとるもどすことを目的とし、インドアイキャンプにて白内障患者に無償で手術を行う。
247	動物福祉 ネットワーク	人と動物とのより良い共生、共存を目指す目的の下、人間の身勝手によりいのちの犠牲を強いられた犬・猫たち動物の救済を行う。

なお、今後もボランティア団体の登録は随時受け付けます。登録を希望される団体は、社会福祉課社会係までお問い合わせください。

◎「ボランティア団体の活動概要」ができました！

佐賀市では、このたび登録しているボランティア団体の活動内容をまとめた「ボランティア団体の活動概要」(B5版)を作成しました。

希望者には無料で配布いたしますので、直接社会福祉課(社会係)17番窓口までお越しくださるか、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上270円切手を同封して郵送でお申し込みください。

申し込み・問い合わせ／〒840-8501 佐賀市栄町1-1

佐賀市役所 社会福祉課 社会係 ☎0952-24-3151(内線 382)

◎ボランティア団体からのお知らせ

レインボーハウスの「冬季外出プログラム」を手伝ってくださる
ボランティアさんを募集しています！

冬季休暇の「外出プログラム」の日程(予定)

障害福祉作業所レインボーハウスでは、障害を持つ人たちの長期休暇中の余暇活動の一環として「外出プログラム」を企画します。日程は、12月23日から1月8日ぐらいに企画する予定です。

お手伝いしていただける方、興味のある方、話を聞いてみたい方はぜひ一度ご連絡ください。

連絡先 障害者福祉作業所 レインボーハウス

☎&FAX 24-1437(担当 福島)

眼鏡提供のお礼

以前ボランティア情報として市報に掲載していました“いらなくなった眼鏡を提供して下さい”につきましてはお陰さまで100個以上提供していただきました。ご協力ありがとうございました。なお、まだ募集は続けますので、今後ともよろしくお願いします。

佐賀市ボランティア活動等支援事業基本方針策定について

(中間報告)

前回（8月15日号）の特集では、基本方針を策定するための委員会を設置したとお伝えしていましたが、第2回の委員会（4～5回の開催予定）まで進みましたので中間報告をします。

第1回委員会 8月9日

- 委員委嘱 ○ボランティア活動等支援事業の取組状況 ○基本方針策定の趣旨説明
- 委員の自由な意見交換 ○会長・副会長の選任 ○先進地視察と第2回委員会の開催

第1回は委員の皆さんは初顔合わせでしたので、自己紹介なども含めて自由な意見交換を行いました。

また、会長・副会長を選出し、会長に佐賀大学の北川慶子氏、副会長に佐賀市社会福祉協議会の瀬戸口徳太氏が決まりました。

その後、先進地視察として宮崎市に行くことと、第2回の委員会を10月26日に開催することが決まりました。

先進地視察 10月23日

策定委員11名で宮崎市の取り組みの状況と新しくできた市民活動支援センターを視察しました。

第2回委員会 10月26日

- 先進地視察報告 ○基本方針について（協議）

まず、先進地視察の報告を行い、その後、基本方針についての協議に入りました。

支援事業の対象の定義については、基本方針を策定するために、基本方針の名称を決める必要があり、その名称についてきちんとした定義をしておかないと混乱するのでここで明記をしておきます。

いろいろな意見が出て、協議を重ねた結果、「市民活動」という言葉を使うことになりました。

佐賀市のまちづくりを担っているのは行政だけではないので、行政や企業にはできない部分の活動として、ボランティア活動も含めた社会的な活動を「市民活動」としたら良いのではないかということからこの言葉に決定しました。

また、この基本方針を分かりやすく説明し、佐賀市らしさを出すための基本理念についても話し合いましたが、意見をまとめるまでには至りませんでした。

次回は11月24日(金)の13:30から、市役所5階第2会議室で行います。公開していますのでどなたでも傍聴できます。どうぞお越しください。

なお、第2回の委員会の主な意見については下記のとおりです。

- ボランティアという言葉は福祉の分野というイメージが強い。
- 1人ひとりが参加できるようなもの、個としての活動を大切にする必要がある。
- 社会のためとか地域貢献とかを重視したい。
- 小学5年生ぐらいでも理解できるようなものにすべきではないか。
- ボランティア＝奉仕活動という感じを受けるので、市民活動としてそこにボランティア活動も含めるようにしたほうが良いと思う。
- 身近なことから取り組んでいくのが良い。1人ひとりにアピールする方法を考えたい。
- 「市民ふれあい活動」はどうだろうか。
- ボランティアではなく、みんなが気軽に参加できるような表現はないか。
- 自分が楽しくないと長続きしない。やって楽しいことそしてそれが社会貢献になるような活動。「市民わくわく活動」はどうだろうか。
- 市民活動というのは、ボランティア活動も含んだ広い活動としてとらえている。
- ボランティア活動＝福祉の無償の活動というイメージがある。私の団体は、NPOになった時点でボランティアではなくなったねと言われた。だから、ボランティア活動だと幅が狭くなると思う。
- ボランティア活動にこだわらなくて良いのでは。ボランティア活動も含めた社会的な活動を「市民活動」としたら良いのではないか。

この記事に対するご意見・ご提案・ご要望につきましては、佐賀市社会福祉課社会係

☎ 24-3151（内線382）までどうぞ。FAXでも結構です。（FAX 25-5408）